

(別紙2)

令和○年(モ)第○○○号 査証命令申立事件

(基本事件・令和○年(ワ)第○○○○号 特許権侵害差止請求事件)

申立人(基本事件被告) 株式会社○○○

相手方(査証申立人・基本事件原告) ×××株式会社

査証報告書の不開示申立書

令和○年○月○日

東京地方裁判所民事第○○部○係 御中

申立人代理人 弁護士 乙 野 太 郎

第1 申立ての趣旨

相手方に対し、「令和○年(モ)第○○○号査証命令申立事件において査証人から提出された査証報告書のうち別紙目録記載の部分を相手方に開示しない」との裁判を求める。

第2 申立ての理由

上記査証報告書のうち別紙目録記載の部分(以下「本件不開示部分」という。)は、申立人の製造する製品(以下「申立人製品」という。)の製造工程のうち、洗浄工程で使用されるノズルの構造や噴霧される洗浄液の圧力に係る情報であるところ、これは申立人の営業秘密(以下「本件営業秘密」という。)に該当する。本件営業秘密は、申立人製品の製造に従事する従業員であってもそのほとんどはこれを知らず、本件営業秘密にアクセスし得るのはパスワードを付与された一部の技術者に限定され、かつこれらの者に秘密保持義務を負わせている。当

然、本件営業秘密が外部に公表されたことはない。そして、本件営業秘密は、申立人製品と競合する他社製品と差別化するために重要なものであって、極めて有用な情報であり、これが開示されると、申立人製品は市場における競争力を喪失することは避けられず、申立人は回復し難い損害を被るおそれがある。

他方、本件営業秘密は、本件特許の構成要件とは直接の関係はなく、本件特許権の侵害の立証のためにこれを開示する必要はない。

以上のとおり、本件不開示部分を開示しないことにつき正当な理由があるから、申立人は、特許法105条の2の6第2項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、上記査証報告書の一部である本件不開示部分を相手方（査証申立人）に開示しないとの決定を求める。

添付資料

- 1 申立人従業員〇〇〇〇の陳述書

目 録

令和〇年（モ）第〇〇〇号査証命令申立事件において査証人から提出された査証報告書のうち添付の同報告書写しのマスクング部分